

告 示

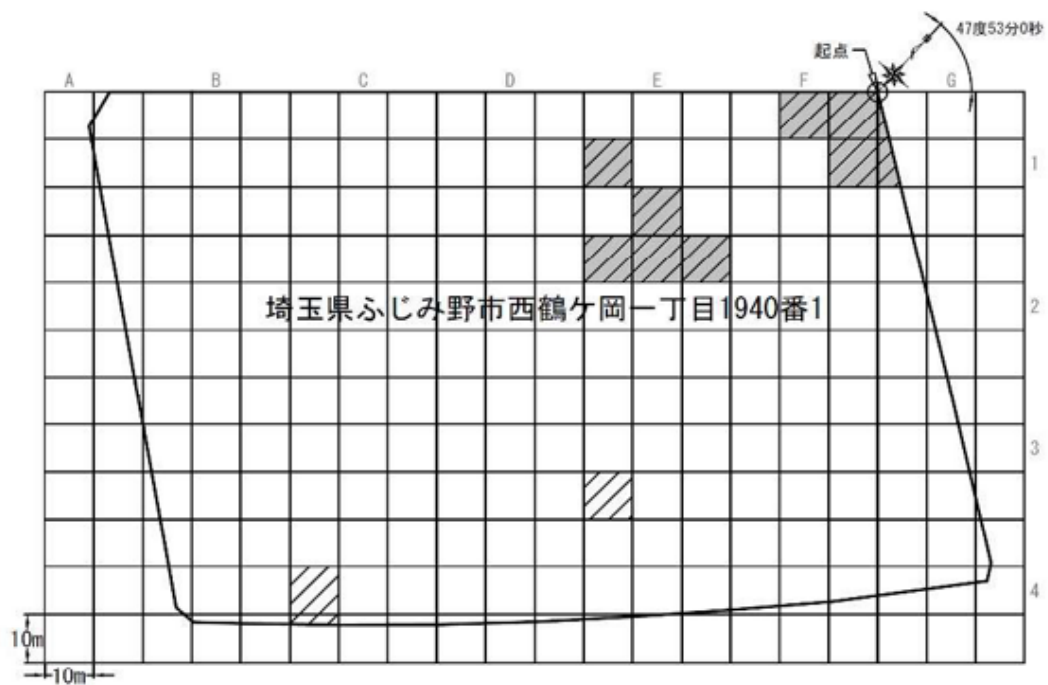
埼玉県告示第三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第四百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目千九百四十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例

-  敷地
-  形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域を解除する区画

【起点】
 起点は、埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1940番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度53分0秒】